

3/2
八地申
第20号

現業機関における柔軟な働き方の実現に向けた 営業統括センターの設置に関する申し入れ

八王子地本は2021年10月26日に「現業機関における柔軟な働き方の実現について」の提案を受け、12月13日に解明交渉を行いました。解明交渉では「これまでの社員の旺盛な挑戦意欲に応え、多様な活躍フィールドが必要になり、フレキシブルな組織・働き方の実現を目指していく」と施策実施の目的は回答するものの、管理者の配置や勤務指定、運輸職場との連携・兼務等の詳細については「検討中」との回答に終始し、明らかになりませんでした。また職場では2月に入り社員説明会が実施されていますが、一方的に資料を説明するばかりで社員からの質問には答えることができず、施策実施が差し迫る中での社員の不安を払しょくするような社員説明とは程遠い現実となっています。現場では「自分がどこで勤務するのかも分からない」「ワーキンググループでは委員会等の議論しかしていないため、何も具体的なものが見えない」「初めての職場での勤務は不安である」「全社員が兼務発令と言われても何をするか言われない」など労働環境すら明らかにされないことに対する不安の声が挙がっています。

営業統括センターの設置は営業職場だけでなく各系統において大きな変化点となり、大きく働き方が変わる施策です。私たち鉄道事業者はエッセンシャルワーカーとしての責務を果たすため如何なる施策であっても安全レベル・輸送サービスレベルの向上を目指さなければなりません。そのためには施策実施に向けて労使の合意形成はもとより全社員が理解し、不安を解消したうえでなければ施策の目的すら達成することはできません。そして、全社員が「働きがい」と「生きがい」をもって業務に就くことができる施策と労働環境を創り出さなければなりません。

したがって、下記の通り申し入れを行いました。

申し入れ項目

1. 「究極の安全」を目指し経験に基づく技術・技能を十分に発揮できる業務執行体制を構築するために、営業統括センター設置に伴う社員個々に対しての基本業務を明確にすること。また勤務指定については、安全配慮義務の観点からも時間単位での他系統勤務を指定せず、日および月単位で専ら基本業務を指定すること。
2. 現業機関に対する権限移譲の範囲と業務内容を具体的に示すこと。また安全・安定輸送の確保と働きがいを創出するために、指揮命令系統を明確にして担当業務を担える環境を整えること。
3. 他系統の業務を担う場合には不安なく業務を行えるように必要な教育・訓練を行うこと。また勤務指定する場合は見習い期間における本人の習熟度を十分考慮するとともに、各職場の特情から一定期間他系統業務から離れた場合は再度教育を行うこと。
4. ライフサイクル深度化施策を担っている社員に関しては、職務手当の有無だけでなく制度の趣旨に則り、営業統括センター設置前に勤務している職場へ勤務指定すること。
5. 労働基準法や労働安全衛生法等の趣旨から駅単位を1つの事業場とすること。また各駅の業務量と要員の算出を具体的に示すとともに、適正な労働時間管理を行える体制を構築するために業務に必要な要員を確保すること。

多くあがる不安の声を解消するため、真摯な対応をするべきだ！